別表六の二（十三）付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の３第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数　(7)」から「同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数　(9)」までの各欄の内書には、当該連結事業年度開始の日において地域雇用開発促進法第７条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下この号及び次号において「特定地域事業所」という。）のうち租税特別措置法第68条の15の２第２項の規定の適用に係る同条第５項第６号に規定する特定業務施設（以下この号及び次号において「特定業務施設」という。）に該当するものに係る数をそれぞれ記載すること。

⑵　「みなし基準雇用者数　(7)－((8)－(9))　(10)」の欄の記載に当たつては、上記⑴で内書きした数を「(7)」、「(8)」及び「(9)」から控除して計算すること。

⑶　「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数　(11)」の欄は、特定地域事業所において当該連結事業年度に新たに雇用された租税特別措置法第68条の15の２第５項第５号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第２号に規定する雇用者をいう。）で当該連結事業年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（(3)において「特定地域新規雇用者」という。）の数を記載し、同欄の内書には、特定地域新規雇用者のうち同条第２項の規定の適用に係る特定業務施設に勤務するものの数を記載すること。

⑷　「特定地域基準雇用者数　((10)と(11)のうち少ない数)（マイナスの場合は０）　(12)」の欄の記載に当たつては、上記⑶で内書きした数を「(11)」から控除すること。

3　「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄の内書には、特定業務施設のうち租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数をそれぞれ記載すること。

4　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第５項第11号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六(十六)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

5　「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数　(24)」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数　$(23)\times\frac{(24)}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$　(25)」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の45の２第17項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

6　「基準年度　(26)」の欄は、租税特別措置法第68条の15の２第２項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同法第42条の12第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含む。）を記載すること。

7　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）開始の日の前日における租税特別措置法第68条の15の２第５項第４号に規定する雇用者の数が零である場合には、「比較給与等支給額　(37)＋((37)×(別表六の二(十三)「３」)×$\frac{30}{100}$)　(38)」の欄中「(37)＋((37)×(別表六の二(十三)「３」)×$\frac{30}{100}$)」とあるのは、「(37)＋((37)×$\frac{30}{100}$)」として記載すること。